

平成26年 4月 1日

平成29年 4月 1日一部改正

平成29年11月 8日一部改正

(同年4月 1日適用)

令和 3年 4月 1日一部改正

### 全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付基準

補助金の名称	全国中学校体育大会選手派遣事業補助金
補助金の交付目的	学校教育の一環として行われる全国中学校体育大会に出場する選手の派遣に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって保健体育の振興を図り、体育の向上並びにスポーツ精神の涵養に努めることを目的とする。
補助金の交付対象者	大津市中学校体育連盟
補助対象経費	日本中学校体育連盟が主催する大会への選手派遣経費
補助金の額及びその算定方法又は補助率	<p><b>【補助金の額及び補助率】</b></p> <p>交通費：学校を起着点とし、目的地（競技場）までの往復にかかる公共交通機関の利用額の3分の1の額</p> <p>宿泊費：1人1泊につき2,000円。ただし、県内で開催される大会の宿泊は対象としない。</p> <p>輸送料：ボート競技の艇の輸送料1校につき20,000円を支給する。</p> <p><b>【算定方法】</b></p> <p>滋賀県による近畿・全国大会選手派遣旅費補助金とその性質・目的・相手方（直接の交付先は滋賀県体育連盟であるが、本市を含む県内の中学校に対して間接的に交付される。）が同じ（輸送料除く。）であり、補助金の額及び補助率を滋賀県と同一のものとする。</p> <p>よって、滋賀県との整合を図るため、滋賀県による近畿・全国大会選手派遣旅費補助金の算定方法を用いることとする。（詳細は、別添のとおり）</p>
補助金交付事業の開始時期	昭和61年度

補助金交付事業 の終了時期	令和 8 年 3 月 31 日
その他	当該補助金は、実績に基づき交付申請する補助金であり、交付決定金額が交付確定額となるため、事業実績報告書及び交付確定通知書を省略する。
様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付申請書 (様式第 1 号)</li> </ul> <p><b>【添付書類】</b></p> <p>市内中学校が滋賀県中学校体育連盟会長宛に提出した生徒の選手派遣旅費の申請書類一式の写し</p> <p>前記申請に係る一覧資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付決定通知書 (様式第 2 号)</li> <li>・ 全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付請求書 (様式第 3 号)</li> </ul> <p>添付書類：全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付決定通知書 (写)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国中学校体育大会選手派遣事業補助金返還通知書 (様式第 4 号)</li> </ul>
担当部署	大津市教育委員会事務局学校教育課

様式第1号

全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長 様

申請者 住所 大津市  
氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、全国中学校体育大会選手派遣事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	全国中学校体育大会選手派遣事業
補助事業の目的及び内容	大津市中学校各種大会派遣補助事業 ( 年度全国中学校体育大会選手派遣補助)
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内中学校が滋賀県中学校体育連盟会長宛に提出した生徒の選手派遣旅費の申請書類一式の写し</li><li>・前記申請に係る一覧資料</li></ul>

全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付決定通知書

大教委学 第 号  
年 月 日

大津市中学校体育連盟  
会長 様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった全国中学校体育大会選手派遣事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	全国中学校体育大会選手派遣事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交付決定金額	円
交付条件	<p>(1) 大津市補助金等交付規則及び全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付基準の規定を遵守すること。</p> <p>(2) この補助金は、申請による用途以外に使用することはできません。</p> <p>(3) この補助金の用途については、大津市監査委員の監査を受けることがあります。</p> <p>(4) 以上の各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。</p>
その他	<p>事業完了後、実績に基づき交付申請する補助金であり、交付決定金額が交付確定額となるため、大津市補助金等交付規則第23条により、補助金交付確定通知書を省略する。</p>

(注) この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができます。

全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長 様

申請者 住所  
氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大教委学第 号で補助金の交付の決定のあった全国中学校体育大会選手派遣事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり一括請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	全国中学校体育大会選手派遣事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
金 振 込 機 関	金 融 機 関 名
	口 座 番 号
	口 座 名 義
添 付 書 類	(1) 年度全国中学校体育大会選手派遣事業補助金交付決定通知書(写)

全国中学校体育大会選手派遣事業補助金返還通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした全国中学校体育大会選手派遣事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	全国中学校体育大会選手派遣事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。